

第4回 小浜市水道料金等制度審議会 会議録

日時 令和3年12月23日(木)
19:00~21:10
場所 市庁舎4階 大会議室

1. 開会

委員15名中 出席13名 欠席2名により、会議成立

2. 会長あいさつ

3. 確認事項

(1) 第3回会議録の確認

会議録の内容の確認 → 意見なし

→ 個人名なしで市の公式ホームページに掲載

4. 議事

(1) 小浜市水道事業会計の経営状況について

事務局より、水道料金の改定に関する説明。

また、水道料金の据置きを提案。

【質疑応答】

委員：復旧のための建設改良費1億3千万円について、何年分の平均であるか。

また、資料のP7のグラフの数値について現金残高の数値と相違があるので訂正をお願いしたい。

事務局：復旧のための建設改良費については令和3年度から同7年度の建設改良費の平均を出している。

指摘のあった部分については訂正をさせていただく。

会長：審議会の資料については料金の審議をする重要な部分であるため、内容の精査をしっかりとしたうえで提示をお願いしたい。

他の質問であるが、来年以降(令和4年)の水道施設の更新計画について、どれくらいの規模(金額)を予定しているのか。

事務局：更新計画については業務委託を出している最中のため、明確な数字は出ていないが、全体事業費としては億単位の事業費になるのは間違いない。

会長：小浜市の上水道施設が非常に古くなっているものを更新するのか、それとも耐用年数に余裕があるものを更新していく計画なのか。

事務局：更新の対象としているのは、災害時でも給水を可能にできるものであり、病院等に使用されている、口径が200mm以上のものを対象としている。市内でも大規模な管路の耐震化を目指している。

また、小浜市全体に布設されている管の年齢については、全国的と比較しても非常に若い管年齢となっている。これは、公共下水道事業の整備をする際に老朽管路の布設替えを行っているためである。

近年5～6年くらいで、市内各所の布設替工事を行っているが、その際には、細い配水管でも耐震化されたものを使用している。

会長：では耐用年数が超えたものを大幅に変える更新計画ではなく、様々な災害等の要素に対応できるものへ更新していくという計画であるか。

ニュース等で見ていると、他の自治体において水道事故が発生しているものについては、施設等の耐用年数を大幅に超えたものが原因であることが多いと聞いている。

事務局：そのとおりである。業者等に話を聞くと全国的に発生している水道事故は老朽化によるものが大半であるが、小浜市においては公共下水道事業の際に老朽管の布設替えを行っているので、耐震性に優れているものというわけではないが、管年齢は若いものとなっている。

副会長：資料の今後の経営シミュレーションについて、2案提示してあるが、経営戦略としては、①の企業債残高と現金残高の水準をどちらも上げるものと、②の企業債残高と現金残高をどちらも平均とするものがあるが、どちらを採用しているのか。

事務局：経営戦略において、基本的な考え方は②の案を採用しているが、施設の更新計画が完成した際に、どれくらいの費用が必要になるかを踏まえて、経営戦略の見直しを臨機応変に行う予定である。

副会長：できれば経営を安定させるために、企業債の残高をなるべく減らしたほうが良

いと思う。

委員：質疑応答の中で出てきた業務委託の内容はどんなものか。

事務局：業務委託の内容は、市内の配水管を精査して、優先的に耐震管への更新を行う計画の作成を業務委託している。

委員：業務委託について、委託先の業者は市内の業者であるか。また、委託金額と工期はいつまでであるか。

事務局：工期について令和3年度の事業であるため年度内に完成する。委託先については、市内の業者ではないが、敦賀の中日本コンサルタントという業者である。設計の契約額は1,078万円である。

委員：市の6次総合基本計画策定の際は、2ヶ年に渡って業務委託しており、各年500万円ずつとしていたが、今回の場合は単年度事業で、1,078万円で間違いないか。

事務局：間違いない。

会長：水道事業は比較的安定していると思うが、更新計画が完成した段階で工事費等を反映させて、また5年後に検討するということでよいか。

事務局：収支計画等についてはその都度見直しを行うが、経営戦略は5年に一度見直すことになっている。次回は令和7年度に見直すことになる。次回の水道料金等制度審議会の前の年に経営戦略の見直しを行い、令和8年の水道料金等制度審議会で料金について審議していただくことになる。

会長：事務局の提案としては、現段階では施設の更新計画が完成していないため、工事費等の費用を経営戦略には反映しておらず、現在の経営状況で今後も経営をしていけるという提案であり、水道料金の改定をせずに、市民の負担をできるだけ軽減するということと、水道事業の経営を成り立たせるために、施設の更新計画が反映された次回の水道料金等制度審議会で料金の改定について審議を行うということで、今回は料金の据え置きという提案を了承してよろしいか。

委員：意義なし。

会長：それでは委員会の承認をいただいたので、次回の審議会で答申書の内容について審議を行う。答申案については事務局で案を作成して、次回の審議会で提案をいただくが、答申書に反映させたい内容があれば、事務局にお伝えいただきたい。

(2) 小浜市下水道事業会計の経営状況について

事務局より、下水道料金の改定に関する説明。

また、令和5年度に審議会を開催することとし、下水道料金の据置きを提案。

【質疑応答】

委員：令和3年度に審議会で上水道と下水道を一緒に審議し、タイトな計画の中で開催してきたにも関わらず、料金は据置きなのか。特に下水道のほうは2年後に審議会を開催するとのことで、今までも2年や3年の期間で開催していたのか。

事務局：前回の審議会で、3年から5年の短い期間で審議会を開催するようにと答申を受けた。これまでは5年に1度や10年に1度と長い期間だったが、短い期間で行うことになったことから、今回は2年後に開催させていただきたい。

委員：次回は令和5年度に開催となるのか。

事務局：現在段階では、資金残高の見込が1億円を割り込む前の年度に開催する予定のため、令和5年度になると考えている。

委員：納得はしていないが、市の判断であれば致し方ない。
今回の審議会自体意味があったのか疑問に思っているところである。

委員：令和2年度から会計方式が変わったとのことで、令和2年度決算は新しい会計方式でのものとする。しかし、3ページの収入のうち下水道使用料収入が令和2年度は497,961千円に対して、令和3年度が485,000千円となり、約1,300万円減少している。第3回審議会で配付された資料では民間委託により料金の収納率が上昇していると書いてあるのにも関わらず、約

1,300万円も使用料が減収している。これは、市が民間委託による徴収方法が失敗したと判断しているからか。

事務局：令和 2 年度の下水道使用料収入は、徴収しなければならない金額である調定額の決算値を計上しており、令和 3 年度以降は調定額に徴収率を掛けた金額を計上している。第 3 回の資料に記載してあるとおり、令和 2 年度は現年調定額が 4 億 9800 万円で実際に徴収した金額が 4 億 9000 万円となっており、会計上の決算は調定額となっている。令和 3 年度以降の徴収額については、調定額 4 億 9300 万円に徴収率 98.3%を掛けた 4 億 8500 万円が実際に徴収する予定の金額となる。そのため、今回の資料の令和 3 年度以降には、徴収する予定の金額 4 億 8500 万円を記載している。

委員：過去の資料では 500 万円しか収入額の差がないのに、今回の資料では 1,300 万円の差が出るのか理解ができない。

前回の審議会でも言っているが分かりやすい説明をしてほしい。私たちは素人ながらも状況を精査し、料金の値上げや据置きを判断するべきと思っているが、その判断材料の段階でいつも理解できない。もう少し判断材料として、きちんと提示していただかないと判断することができない。

委員：収入の他会計繰入金は、会計方式が令和 2 年度から変わっているのにも関わらず、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて 4,000 万円ほど減収となっているが、そのことについては説明を受けた。しかし、支出の人件費や動力費、修繕費、委託料、建設改良費補填で令和 2 年度から令和 3 年度にかけてトータルで約 8200 万円も増加している。これは資本費平準化債など説明があったこと以前の問題だと思うが、なぜそこまで増加したのか。

また、今回資料の 3 ページの「建設改良費補填」と 4 ページの「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」が同じものだと思うが、項目の名前が違うため、どことどこが同じものか分かりにくい。

事務局：令和 2 年度は特別会計から企業会計へ移行した初年度であり、令和 2 年 3 月 31 日で会計が切り替わった関係上、特別会計で精算しきれなかった支払いや収入が入っている。特殊事情の年度となっているが、決算値の資料に記載させていただいた。令和 3 年度以降については、1 年間の収支となっているため、令和 3 年度以降を参考に見ていただければと思う。

委員：それを私たちに理解しろということか。令和 2 年度は特殊事情ということ

だがどこに書いてあるのか。令和 3 年度以降を見てほしいともどこに書いてあるのか。私は素人なので、今ここで令和 2 年度が特殊事情と言われても理解できない。

事務局：過去の審議会で令和 2 年度の決算予定値とともに企業会計に移行したことを説明させていただいたが、令和 2 年度が特殊事情と言葉で説明したかは分からない、言葉足らずで申し訳ない。

委員：かなりの言葉足らずである。それでは理解できない。令和 2 年度で会計方式が変わっているのにも関わらず、令和 2 年度だけ特殊事情で勘案しないしてほしいと過去に説明したのか、議事録を確認してほしい。

事務局：議事録には一言一句記載していない。

委員：特殊事情というのは大事な情報だと思うが。私たちが判断する材料が提示されているのかということを知りたい。

事務局：令和 2 年度は企業会計移行初年度ということで特殊事情があるが、令和 3 年度以降は令和 2 年度の決算値を基に予測し、1 年間の収支を計算している。そのため、令和 3 年度以降参考にご判断いただければと思う。改めてこの場でのお願いとなり大変申し訳ない。

事務局：先ほど事務局からの説明のとおり、令和 2 年度に企業会計へ移行してから初の決算でありかつ初年度の決算は特殊事情というところから、令和 3、4 年度決算が出た後、令和 5 年度に審議会を開催し、3 年間分の決算を基に令和 5 年度以降の予測を練り直して審議会に諮らせていただきたい。

委員：単年度で判断することが無理なのは当然だと思う。例えば、収入の中に未収金を入れないことなどは会計上のルールかもしれないが、未収金を除くなどの注記を表の下にでもつけていただければよかったと思う。他会計繰入金など他の項目についても特殊事情があるのかと思ってしまう。会計上のルールもあると思うが、先ほど委員が言われたことについてはそのとおりだと思う。

また、資本費平準化債が減ることで現金残高が減少していくという説明があった。私の分からない点として、資本費平準化債や他会計繰入金収入は、令和 2 年度から令和 3 年度では特殊事情により減少しているかもしれない

が、それ以降の減少の幅は小さくなっている。それに対して建設改良補填費のほうが増加の幅も大きく変動しているが、年々大きく額が増加している。こちらのほうが資本費平準化債のことよりも影響していると思う。他会計繰入金よりもずっと影響が大きいように思う。運転費や動力費も関係があるかもしれないが、建設改良補填費がこれだけ変動するのはなぜかのか。キャッシュがこれだけ減少する理由として、資本費平準化債だけでの説明では分かりにくいと思うのだがいかがか。

事務局：資本費平準化債については、令和3年度で2億6千万、令和8年度で1億6千万となり、令和3年度から令和8年度の間に借入額が1億円減少することになる。収益的収支の他会計補助金については、収益的収支を均衡させるため、他会計繰入があることからあまり変動しない。資本的収入の他会計補助金については、令和3年度で1億8千万、令和8年度で1億5千万と段々と減少していく。建設改良補填費の振れ幅がある理由としては、資本的収入の企業債のうち建設事業を行うための建設債の額を更新計画のストックマネジメント計画に基づいて計上していることから、年度計画に合わせて増減するからである。

委員：令和8年度までは建設債の借入の見通しが立っているということか。

事務局：令和10年度までは、ストックマネジメント計画が立ててあり、更新の事業費やそれに対する国の補助金、建設債などの見通しが立っている。

委員：既に先の建設費や建設債の金額が分かっているのか。それらが現金残高の減少に大きく影響すると理解してよいのか。

事務局：建設改良補填費が年々増加し、増加額も一定でなく変動しながら増加していくと委員のご指摘だが、建設に伴う企業債の借入は直接原因というわけではない。資本的収入の建設債の借入や国庫補助金などをもって資本的支出の工事などの建設改良費に充てるためである。しかし、それらを基に他会計繰入金などを計算していることから、増加額が変動しながらも総合的に赤字が増えていくことになる。

委員：資料にも記載してあるが、お金が借りられないことが最大の原因であるということが理解できない。

事務局：資本費平準化債が借りられない根本原因は、発行可能額が減少していくからである。発行可能額については、減価償却費と建設債元金償還金との差額で算出することができる。短期間で整備を行った結果、建設債の元金償還金は今後減少していくが、減価償却費は高止まりの状態となり、差額が縮減することから発行可能額も同様に減少する。しかし、今まで借入してきた資本費平準化債の元金償還金は増加していくため、その元金償還金を賄うための現金がないことから赤字が発生する。

委員：今回据置きという提案が出ているが、仮に下水道料金を値上げする場合、資本費平準化債や建設債などと言ったところで簡単に説明することができず、委員としての説明責任を果たせない。今の話しをまとめると、令和2年度以前に下水道を早期整備するために沢山借金をして進めたが、その借金の返済が多く、さらに借金の借金ができないから値上げしないといけない、そういうことでいいのか。

事務局：足りない部分をどこからか調達しなければ経営が破綻する状態である。それを解消するための方策を財政当局と検討しているところである。財政当局との協議では、下水道使用料を単純に上げることで借金が返せるという話しにはなっていない。県内の市で一番高い使用料だが、過去に早く借金を返済しようということで使用料の値上げをした。しかし、現在は会計方式も変わり、新規で整備する時代から整備したものを維持していく時代が変わった。改めて会計などを見直していくと構造的に欠陥があり、使用料を単純に上げて赤字を解消できないことが分かった。それを解決する方策や新しい考え方などを財政課と協議中である。

委員：今の説明や資料は財政課への説明用なのか。

事務局：皆様へ説明した会計の見込みは、今の経営を継続させた結果を正直に提示させていただいた。構造的な問題があることは財政課と協議を始めたことで発覚したため、単純に赤字といって使用料を上げるわけにはいかないと判明した。先ほど事務局から説明があったとおり、企業会計に変更して1年しか経過しておらず、最低でも2,3年の決算が出た後に経営上の問題点を再度検証し、料金を値上げする方法以外の解決の方策を財政課と協議していきたい。

また、下水道の料金制度審議会については、前回の開催から6年目になる。先ほど委員から今回の審議会に意味があったのか意見がありましたが、審

議会については最低でも 5 年に 1 度は開催しなければならないとなっている。本来であれば昨年度に開催すべきところではあったが、コロナの影響で審議会が開催できず、1 年遅れで今年度で開催する運びとなった。料金の値上げに関しては、今すぐ破綻するわけではないため、令和 4 年度まで決算や令和 3,4 年度の新たな経営戦略、財政課との協議結果を含め、次回の審議会で諮らせていただきたい。

委員：単純に値上げするわけではなく、財政当局との協議や企業会計の経営上の課題を分析、把握するための 2 年間ということではないか。

事務局：そのとおりである。

会長：財政と協議しているのは、市の予算の一部を入れるということか。

事務局：市からの一般会計繰入金については、総務省基準という基準があり、その基準に則ったものとなっている。そのため、破綻するからといってどれだけも繰入することはできない。しかし、公共下水道は建設当時から早期の整備を進めた結果、構造的に問題がある。その部分について、下水道事業の状況と市の状況を含めて、特別なやり取りができないか協議をしている。新しい繰入のルール作りのイメージである。

会長：直近の問題でなく過去に投資したところが根本的な問題で、そこに会計方式が変わったことがさらに影響していると解釈していいものなのか。平たく説明できればいいと思うが。

委員：小浜市の下水道料金は福井県 9 市の中で一番高いと説明があったが、具体的には 9 市の平均より何割くらい高いのか。普通の発想だと勝山市が一番高いように思えるのだが。

事務局：第 2 回審議会の下水道資料の 5 ページをご覧ください。福井市から小浜市まで県内の市の下水道料金が比べてある。例えば、使用水量 30 m³で比べると一番安いところは坂井市で 3,850 円、それに対し小浜市が 5,907 円となっており、約 1.5 倍の金額である。そして、小浜市に次に高い料金のところは鯖江市で、その次に大野市と続いている。そのため、県内の市では一番高い料金となっている。昨年、敦賀市が下水道料金の値上げをしたが、小浜市に並ぶような金額ではなかった。

委員：同じように上水道料金も県内で比べるとどうなのか。

事務局：第 2 回審議会の資料に記載のあるとおり、小浜市の水道料金は県内 9 市の中で、使用水量が 10 m³だと 3 番目に安く、使用水量が 20 m³だと 4 番目に安い。また、30 m³だと 3 番目に安くなっており、県内では概ね 3,4 番目に安い水道料金になっている。

委員：今回の審議会では、下水道料金は据置きで令和 5 年度まで様子を見てから、その後審議会を開催し検討すると説明があったが、次回の審議会のときには今の委員も役所の方も変わっていると思う。同じメンバーで審議されるならいいが、3 年後の審議会で、今回はこのような内容で色々揉めたなどがないと、みんな変わってしまうとまた一からの審議になってしまう。私も次の委員に対し、今回の審議会はこのような審議でこのようになったと上手に説明できない。次回も今回と同じような意見で料金が据置きとなったら料金改定が延期されるのか。

事務局：審議会は通常 5 年に 1 度と開催しており、審議委員は各地区に推薦いただいて、審議委員になっていただいている。そのため、ほぼすべての委員および事務局が変わるのが一般的となっている。

しかし、今回の審議内容については、議事録などを作成しているため、次回の審議委員に議事録を含めお渡しできると考えている。また、最終的な答申案にも今回の審議会の審議内容や経緯、結論などを記載させていただくつもりであるため、記録として次回の審議委員に引き継ぎさせていただく。

委員：下水道について、現在財政と協議しているとのことだが、資料では数年後には赤字になる。現段階で仮に料金を何パーセント上げることで令和 8 年度まで黒字でいけるとかそのような試算はしていないのか。そういう考えなしで料金を据置きしていいのか。

事務局：何パーセントの料金を上げることで何年間黒字になり、赤字が解消できるという計算もできなくはないが、会計方式が変わってから令和 2 年度の 1 年分の決算しかなく、シミュレーションの精度が低くなってしまう。そのため、概ね 3 年分の決算を基にした精度の高いシミュレーションで算定していきたい。

また、資本費平準化債が借りられなくなることや一般会計繰入金が増減する

るところについては、構造的欠陥によって赤字となるため、県内で一番高い料金をさらに値上げしてまでその分を料金で賄うべきかと言われると、担当者としてもおかしいのではないかという結論に至った。そのため、構造的欠陥を解消するための方策の検討に時間をいただきつつ、3年後に最新のデータをもって改めて検討させていただきたいことから、今回の審議会では据置でお願いしたい。

委員：市民として値上げについては大方反対であると思うので、なるべく値上げせず赤字にならない方法を検討していただきたい。

事務局：下水道の料金については、先ほどからの説明で行き届かないところもあった。全体的な話しは、企業会計に転じて構造が変わり、財政とも協議中である。さらに支出を抑える方法を現在も探してしているところで、初めての決算で気がつかなかったところも多々ある。少しでも負担が少なくなるようなことを今後2年間実施していきながら改めて審議会で諮らせていただきたい。3年後にまた同じメンバーではないと思うが、再度ご協力お願いしたい。

会長：会計のことなど難しいことはあるが、結果的には様々な構造上の問題でこのまま値上げはできないというのが第一条件で、仕組みが変わって問題が分かり、先の数年間の実績を見てからその問題が出た段階で値上げの検討していく。また、市民への負担とかも考えると今回は値上げをせずに据置くが、現段階から事業の状況があまり変わらなければ、3年後の審議会では値上げの可能性があり、もう少し財政との協議で調整することが可能ならば、値上げの必要がなくなるかもしれないし、そこは会計の実績がもう数年分出てから検討する、そういう理由で今回は料金を据置いたという理解でいいか。

事務局：そのとおりである。

会長：それでは、委員の皆さんにこの提案でいいか確認したい。据置で了承いただけるか。

委員：異議なし。

会長：ひとつお願いだが、他の委員の方も言われたように委員は地区の代表で来られているので、審議会が終わってから内容を地元で説明できるような難しい言葉でない、平たく説明できるようなものを次回に用意していただきたい。

い。難しい説明も大事だが、素人でも分かるようなものを配慮いただきたい。

事務局：次回はこの委員会から市長へ上げる答申の審議をいただくことになる。それに併せて委員の皆さまが地元へ説明できるように、なるべく専門用語を使わずに平たく説明できるようなものを用意させていただきたい。先ほど3年後に審議会を開催すると申したが、財政課との協議の中で毎年議論をしていくと決めたので、次回開催まで繰り返し協議をしていく予定である。

会長：もうひとつお願いだが、事務局の説明の中で過去の資料を見てほしいと説明しているが、短時間で資料を開いて説明を聞くのは難しいと思う。そのため、過去の資料をプロジェクターに写すなどの配慮をお願いしたい。

5. 次回の開催日程について

1月25日（火）もしくは27日（木）を候補日として、後日改めて日程調整を行う。

6. その他（特記事項なし）

7. 閉会